

非常変災時等の措置について

大阪市では風水害、地震等の非常変災時において、児童の安全確保のために、下記のような措置をとっておりますのでご理解、ご協力を願いいたします。また、その際の本校における措置についても、ご理解ください。

記

◎学校が臨時休業（休み）になるとき

1. 午前7時の時点で、大阪市に「暴風警報」が出ているとき
2. 午前7時の時点で、大阪市に「特別警報」が出ているとき
3. 午前7時の時点で、「警戒宣言」が出ているとき
4. 地震等により、午前7時の時点で、JR大阪環状線、及びOsaka Metro の
双方が全面運休している場合

- 午前7時のテレビ及びラジオ等の情報で判断してください。
- 緊急時以外は、学校への電話での問い合わせは、ご遠慮ください。
- 「暴風警報」や「特別警報」が出ていないときでも、児童の登校の安全が危ぶまれる場合は、安全が確保されるまで、登校を遅らせるなどご配慮ください。
- 児童が登校した後、「特別警報」「暴風警報」「警戒宣言」が発令された場合、状況をみて下校を早めることもあります。事前にご家庭でお子様と連絡方法や近所の人への依頼など、安全面でご配慮ください。

※ いきいき活動についても、原則として中止となります。

このプリントは緊急時用として保存をお願いいたします。